

令和4年3月4日

保護者様

木津川市こども宝課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う 家庭保育の協力について（協力期間の再延長）

平素は、本市保育行政の運営にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染による医療体制の逼迫が続いていることから、京都府におけるまん延防止等重点措置が令和4年3月21日（月・祝）まで再延長されることとなりました。

本市におきましても、市内教育・保育施設等における感染報告や濃厚接触者の自宅待機も依然として続いていることから、下記のとおり、家庭保育の協力期間を再度延長いたします。

記

家庭保育協力期間 令和4年1月27日（木）～3月21日（月・祝）

家庭保育協力期間に登園していない場合は、その日数の保育料（副食費含む）を日割り計算により後日還付いたします。民間の認定こども園等の還付等については、各園にお問合せください。

保護者の皆さまには大変ご不便をおかけいたしますが、園児やご家族の健康を守り、安心・安全な保育運営の確保のため、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、保育施設は開所しておりますので、保育が必要とする場合にはご利用ください。

<引き続きの感染対策のお願い>

○3密の回避、手洗い、うがい、部屋の換気、検温等の徹底をお願いします。

○毎朝検温し、お子さんの健康観察をお願いします。園児はもちろんのこと、同居のご家族に発熱・咳等の風邪症状及び体調不良がある場合は、登園を控えてください。

○ご家族の方がPCR検査等を受検する場合、結果が判明するまでは登園を控えてください。また、ご本人（園児）が濃厚接触者と認定された場合、ご本人は陰性であっても保健所が指示する期間は登園を控えてください。

○ご本人やご家族が、濃厚接触者として認定された場合、またはPCR検査等を受検された場合には、家庭保育協力期間であっても速やかに園にご連絡ください。

発熱が続くなど感染が疑われる場合は、下記保健所または専用相談窓口へご相談いただき、指示に従ってください。

連絡先： 0774-72-0981 山城南保健所（帰国者・接触者相談センター）
075-414-5487 きょうと新型コロナ医療相談センター